

令和5年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

定例会会議録

令和5年3月15日



令和5年3月15日(水) 午後2時00分  
シティホテル美濃加茂 3階 若竹の間

議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について
日程第5	議案第2号	令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について
日程第6	議案第3号	令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第4号)について
日程第7	議案第4号	可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第5号	可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第9	議案第6号	可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例の制定について
日程第10	議案第7号	可茂衛生施設利用組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第11	議案第8号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	発議第1号	可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例の制定について

---

議員定数 20名

---

出席議員(20名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	佐藤 文彦 君	2番	渡辺 孝男 君
3番	高木 伸二 君	4番	板津 博之 君
5番	柴山 佳也 君	6番	和田 雅彦 君
7番	板津 徳次 君	8番	渡邊 圭太 君
9番	佐藤 光宏 君	10番	佐伯 雄幸 君
11番	加納 福明 君	12番	中島 寛直 君
13番	金子 政則 君	14番	加藤 良治 君
15番	佐伯 正貴 君	16番	藤井 宏之 君
17番	今井 俊郎 君	18番	桂川 一喜 君
19番	渡邊 公夫 君	20番	高山 由行 君

---

説明のため出席した者

管理者 富田 成輝 君  
事務局長 渡辺 聡 君  
財務係長 上利 友一 君

副管理者 藤井 浩人 君  
業務課長 松本幸太郎 君

職務のため出席した者

書記長 守口 忠志  
書記 高木 加代

書記 永田 匠

[開会 午後2時00分]

**【開会及び開議の宣告】**

○議長（和田 雅彦 君）

ただいまの出席議員は、20名です。したがって、地方自治法の規定による定足数に達しております。これより、令和5年第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

管理者「富田 成輝」君。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに令和5年第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、平素から本組合事業の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日御提案申し上げます事項につきましては、予算に関するもの3件、条例の制定に関するもの5件でございます。組合の詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

それでは、お手元に配付の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

**【会議録署名議員の指名】**

○議長（和田 雅彦 君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、5番議員「柴山 佳也」君、7番議員「板津 徳次」君、の御両名を指名いたします。

**【会期の決定】**

○議長（和田 雅彦 君）

日程第2 「会期の決定」を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（和田 雅彦 君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

## 【諸般の報告】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第3 「諸般の報告」をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和4年12月分から令和5年1月分までの例月現金出納検査結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

## 【議案第1号】 【議案第2号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第4 議案第1号「令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」及び日程第5 議案第2号「令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」を一括議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第1号 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について御説明します。

資料番号2 一般会計市町村分担金をお願いします。1ページをお願いします。令和5年度にお願いします分担金は、（1）の一般管理運営費から（13）の不燃物処理運営費（公債費）まで、総額は前年度と同額の22億5千万円をお願いしますものです。（2）し尿処理運営費の分担金には、美濃加茂市の下水道脱水汚泥の計画量超過分に係る分担金も含まれております。（6）研修館管理運営費のうち、わくわく体験館の指定管理料の2分の1につきましては10市町村で按分しまして、残りの2分の1になります3千万円につきましては、可児市単独の分担金としてお願いするものです。（7）新施設建設等準備費分担金のうち、施設整備基金の積立金として令和3年度から下限を1億5千万円とした積立を開始しており、令和5年度においては2億2,500万円を積立てます。

分担方法は「2分担方法」のとおり人口割、実績割、均等割りで算出しており、算出に用いる人口は令和4年4月1日時点の人口、実績については令和3年度実績を使用しております。徴収方法は「3分担金徴収方法」のとおり3期に分けてそれぞれの期限までをお願いするものです。

2ページをお願いします。市町村毎の運営費別の分担金の一覧を載せております。

3ページから15ページまでは、運営費毎の分担金について人口割と実績割または均等割の金額を載せております。16ページ及び17ページには分担金の前年度比較となっております。令和4年度との比較をしております。各市町村の分担金の合計額の前年度比較につきましては、17ページの一番右下に記載をしております。市町村分担金の説明は以上です。

続きまして、議案第2号 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について説明します。

資料番号3 一般会計予算書をお願いします。2ページ、3ページをお願いします。令和5年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ33億5,300万円を計上しました。前年度と比較して1億8,700万円、5.3%の減となりましたが、主な要因は、緑ヶ丘クリーンセンターの汚泥再生処理施設における熱交換器の緊急修繕工事及びささゆりクリーンパーク最終処分場キャッピング工事分の減によるものです。

4ページをお願いします。第2表 債務負担行為です。令和6年度可燃ごみ処理施設長寿命化

工事につきましては、工事部材の納期に時間を要することから、令和5年度内に契約を締結するため債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、令和6年度事業系可燃ごみ袋作製業務につきましては、ごみ袋を海外で作製しており、昨今の社会情勢により納入までの期間が今までよりも長く確保する必要があることから、あらかじめ5年度中に契約を締結するものです。いずれも5年度中の支出はありません。

5ページをお願いします。第3表 地方債です。表に記載しております整備事業3件に係る借入限度額について承認をお願いするものです。

9ページをお願いします。歳入について説明します。(款)1分担金及び負担金(項)1分担金は、22億5千万円を計上しました。各運営費別につきましては、先ほど市町村分担金にて説明しましたとおりです。(款)2使用料及び手数料(項)1使用料は、4億8,726万円を計上しました。前年度と比較して226万9千円の増となりますが、主な要因は、不燃物処理施設の施設使用料の増額を見込んだことによります。

10ページをお願いします。(款)4繰入金(項)1基金繰入金は、1億3,322万2千円を計上しました。これは各運営費に財政調整基金を充当するもので、前年度と比較して1億3,079万8千円の減となりますが、主な要因は前年度にささゆりクリーンパーク最終処分場のキャッピング工事に全額財政調整基金を充当しており、この充当分の減によるものです。

11ページをお願いします。(款)6諸収入(項)2雑入は、鉄類などの資源売却による収入のほか、蒸気タービン発電機による売電代金を合わせて7,502万3千円を計上しました。前年度と比較して885万8千円の増となっておりますが、この要因は鉄類売却代金の増額を見込んだことによります。

12ページをお願いします。(款)7組合債(項)1組合債は、先ほど地方債で説明したとおり、各整備事業に係る借入金を計上しております。歳入につきましては以上です。

続きまして歳出について説明します。

13ページをお願いします。(款)2総務費(項)1総務管理費は、1億4,005万2千円を計上しました。前年度と比較して1,219万1千円の減となりましたが、主な要因は、人件費及び新規公用車を購入したことによる備品購入費の減によるものです。

15ページをお願いします。(款)3衛生費(項)1清掃費(目)1し尿処理費は、3億9,161万5千円を計上しました。前年度と比較して2,329万円の減となりましたが、主な要因は、緑ヶ丘クリーンセンターの汚泥再生処理施設の熱交換器の緊急工事の終了に伴う工事費の減によるものです。

16ページをお願いします。(目)2可燃物処理費は、14億2,999万2千円を計上しました。前年度と比較して1億9,549万1千円の減となりましたが、主な要因は、保守点検箇所の見直しによる設備清掃保守点検業務などの減による委託料及びささゆりクリーンパーク最終処分場キャッピング工事の減によるものです。

18ページをお願いします。(目)3不燃物処理費は、2億8,131万8千円を計上しました。前年度と比較して692万9千円の増となりましたが、主な要因は、労務単価の上昇などによる運転管理業務の増による委託料及び二軸破碎刃の購入による原材料費の増によるものです。

19ページをお願いします。(目)6新施設建設等準備費は、2億5,018万1千円を計上し、前年度と比較して1,468万1千円の増となりました。新施設建設に向けての人件費や候補地選定業務などの委託料を新たに見込んだほか、次期ごみ処理施設の建設及び現施設の解体に要する費用に備え施設整備基金に2億2,500万円の積立てを見込んでいるものです。

20ページをお願いします。(項)2保健衛生費(目)1火葬場管理費は、1億8,215万5千円を計上しました。前年度と比較して1,098万6千円の増となりましたが、主な要因は、施設運営に伴う光熱水費の増によるものです。

21ページをお願いします。(目)2火葬場建設費は、6,980万3千円を計上しました。火葬場

建設費の25%をSPCに対して15年間割賦払いするもので、5年目の支払いとなります。

(款) 4公債費は、5億2,208万5千円を計上しました。前年度と比較しまして1,192万2千円の増となりましたが、主な要因は、令和3年度の借入に係る元金償還が始まることにより、歳出については以上です。

23 ページをお願いします。給与費明細書でございます。1特別職につきましては、長等2名、議員20名、その他19名です。その他の内訳としましては、監査委員2名、個人情報事務に関する審査委員5名、わくわく体験館の指定管理者選定評価委員5名、次期ごみ処理施設建設候補地の選定委員7名です。

24 ページをお願いします。2一般職です。ア会計年度任用職員以外の職員につきましては、前年度と比較しまして1名減の23名です。イ会計年度任用職員につきましては、前年度と同じく2名です。

25 ページをお願いします。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。増減の内容につきましては、主に昇給・昇格、人事異動に伴う増減でございます。

29 ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。令和4年度までにご承認いただいております各事業に、先ほど第2表債務負担行為で説明しました2つの事業を追記したものです。

30 ページをお願いします。地方債の現在高の見込に関する調書です。令和4年度末現在高見込額は、28億1,064万8千円で、令和5年度中起債見込額を4億200万円、令和5年度中の元金償還見込額を5億1,280万3千円としまして、令和5年度末現在高見込額を26億9,984万5千円としております。一般会計予算の説明は以上です。

議案第1号及び議案第2号につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(和田 雅彦 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(和田 雅彦 君)

なしと認めます。

これより、議案2件のうち、まず議案第1号「令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(和田 雅彦 君)

異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」を採決いたします。お諮りします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

### 【議案第3号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第6 議案第3号「令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第3号 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第4号）について御説明します。

資料番号4 一般会計補正予算書をお願いします。1ページをお願いします。第4号補正になりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,303万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億4,094万9千円とするもの及び繰越明許費をお願いするものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算の補正ですが、歳入で（款）4繰入金（項）1基金繰入金を1億1,303万9千円減額し、4,750万円に補正するものです。歳出で（款）3衛生費（項）1清掃費で1億1,403万9千円を減額して25億2,339万7千円に、（項）2保健衛生費で100万円増額して2億4,193万2千円に補正するものです。詳細につきましては、7ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書の3歳出で説明させていただきます。

3ページをお願いします。第2表繰越明許費については2件の設定をお願いします。1件目は、ささゆりクリーンパーク最終処分場の覆土工事につきまして、最終処分場の閉鎖手続きについて県との調整に時間を要したこと、および覆土方法の変更の検討を行ったことにより発注時期が当初の想定より遅れたことから、次年度に事業を繰り越すものです。2件目は、緑ヶ丘クリーンセンターの浸出水処理施設の沈殿槽・凝集沈殿槽の汚泥掻寄機整備工事の部品の納品に時間を要することから繰り越すものです。

6ページをお願いします。歳入歳出補正予算の事項別明細書の2歳入の（款）4（項）1基金繰入金の財調整基金繰入金の内訳として、し尿処理運営費充当分として300万円の増額、可燃物処理運営費充当分として1億1,703万9千円の減額、火葬場管理運営費充当分として100万円の増額で、合計1億1,303万9千円を減額し、4,750万円に補正するものです。

7ページをお願いします。3歳出の（款）3衛生費（項）1清掃費（目）1し尿処理費の委託料を300万円増額するものです。計画搬入量と比較して搬入量が増加したことでA重油の使用量が増加したため、緑ヶ丘クリーンセンターの包括的管理委託料に不足が生じるため補正するものです。

また、（目）2可燃物処理費につきましては、最終処分場最終覆土工事の施工内容を大幅に見直したことにより1億1,703万9千円の減額補正をするものです。具体的には遮水シートの施工を取りやめ覆土のみの施工とすることしたことにより工事費を減額するものです。高額な遮水シートを先送りすることにより大幅な減額となりました。覆土工事完了後2年間の経過観察を経て最終処分場閉鎖が認可された後に、遮水シートを施工する予定としました。

（項）2保健衛生費（目）1火葬場管理費につきましては、火葬件数の増加と電気代と都市ガス代の高騰により、需用費に不足が生じるため、100万円の増額補正をするものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第3号「令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第4号）について」を採決いたします。

お諮りします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

#### 【議案第4号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第7 議案第4号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第4号 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

資料1をお願いします。4ページを御覧ください。今回の改正の目的は、災害廃棄物処理について、県内の広域連携による迅速な処理体制構築の一環として、管外市町村からの搬入について規定するとともに、国庫補助金活用のため、管内市町村で発生した災害廃棄物を含めて、施設使用料を新たに設定するものです。第2条第4号では、災害廃棄物を定義しました。

5ページを御覧ください。第4条第1項第5号では、災害廃棄物を処理対象廃棄物に加えました。第5条第3号では、施設使用者に「その他管理者が特に認める者」を加えました。

6ページを御覧ください。別表の区分3に災害廃棄物の施設使用料を設定しました。使用料は事業系一般廃棄物と同額の10kg当たり270円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第4号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

意義なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

### 【議案第5号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第8 議案第5号「可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第5号 可茂衛生施設利用組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明します。

資料1をお願いします。7ページを御覧ください。国における個人情報保護制度の抜本的な見直しに伴い、個人情報の取扱いに関する規律が法に一元化されることとなったため、法の施行条例を定めるものです。第2条第2項では、実施機関を、第3条では個人情報ファイル簿について定めました。第4条では、不開示情報の範囲を定めました。

8ページを御覧ください。第5条では、開示請求に係る手数料等について定めました。第6条から第7条では、開示決定するまでの期間等を定めました。第8条では、必要に応じて審査会に諮問することができることを定めました。

9ページを御覧ください。附則第1条では、施行日を令和5年4月1日としました。附則第2条では、現行の可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例を廃止することを定めました。附則第3条と10ページの附則第4条では、現行の条例に基づく義務、罰則規定等に関する経過措置を定めました。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第5号「可茂衛生施設利用組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

意義なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

### 【議案第6号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第9 議案第6号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第6号 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例の制定について御説明します。

資料1をお願いします。11 ページを御覧ください。次期ごみ処理施設建設に向けて、建設候補地選定委員会の設置条例を制定するものです。第2条では、所掌事務について、建設候補地の評価、選定に関する諮問に応じ答申するまでと決めました。第3条では、委員の人数、委員構成について定め、第4条では、委員の任期を決めました。

12 ページを御覧ください。第6条第6項では、会議は非公開で行うことを定め、第7条では、秘密保持について決めました。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第6号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

意義なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

**【議案第7号】**

○議長（和田 雅彦 君）

日程第10 議案第7号「可茂衛生施設利用組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第7号 可茂衛生施設利用組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について説明します。

資料1 13 ページを御覧ください。職員の定年延長に関する対応の一環として、本条例を廃止するものです。人事給与関連の条例につきましては、そのほとんどを「管理者の属する市町村の例による」と定めておりますが、令和4年12月の可児市議会において、再任用に関する条例が廃止されたため、同様に廃止するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第7号「可茂衛生施設利用組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

意義なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

**【議案第8号】**

○議長（和田 雅彦 君）

日程第11 議案第8号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（渡辺 聡 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

事務局長「渡辺 聡」君。

○事務局長（渡辺 聡 君）

議案第8号 可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

資料1 14 ページを御覧ください。実施機関が保有する、個人情報の写しを交付する際に徴収する手数料について、引用条例の廃止並びに新規制定に伴い、別表の一部を改正するものです。施行日は令和5年4月1日とし、施行日前に請求があった場合の経過措置を定めます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、議案第8号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

### 【発議第1号】

○議長（和田 雅彦 君）

日程第12 発議第1号「可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して提案者から提案内容の説明を求めます。

○板津議員（板津 博之 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

4番議員「板津 博之」君。

○板津議員（板津 博之 君）

発議第1号「可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例の制定について」御説明いたしま

す。お手元の資料番号6の発案書を御覧ください。

国における個人情報保護制度の抜本的な見直しに伴い、個人情報の取扱いに関する規律が法に一元化されることとなった一方で、議会は、法の適用対象となる「地方公共団体の機関」から除かれ、個人情報の保護に関する法律の適用を受けないこととなりました。

しかし、議会においても引き続き個人情報の適正な取扱いを確保し、住民の権利利益を保護する必要があることから、議会としての責務や各種請求手続などについて定めた可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例を、新たに制定するものです。

主な制定内容を説明いたします。

【第3条】では、議会が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう措置を講じる旨を定めます。

【第4条～第16条】では、個人情報の保有制限や、目的外利用、外部提供の制限など、個人情報の取扱いについて定めます。

【第17条】では、個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めます。

【第18条～第30条】では、保有個人情報の開示請求にかかる手続きなどについて、【第31条～第37条】では、保有個人情報の訂正請求にかかる手続きなどについて、【第38条～第43条】では、保有個人情報の利用停止請求にかかる手続きなどについて定めます。

【第44条～第46条】では、審査請求における審理員手続の適用除外や、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会への諮問などについて定めます。

【第50条】では、専門的な知見に基づく意見などを聴くために、可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めます。

【第53条～第57条】では、議会の書記などが個人情報を不当に取り扱った場合などの罰則について定めます。

なお、議員は罰則の適用から除外されています。

施行日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（和田 雅彦 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

なしと認めます。

これより、発議第1号「可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（和田 雅彦 君）

異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり決定いたしました。

**【議了の宣告】**

○議長（和田 雅彦 君）

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。

○議長（和田 雅彦 君）

管理者「富田 成輝」君。

○管理者（富田 成輝 君）

ただいまは、可茂衛生施設利用組合が御提案申し上げました案件につきまして、御決定を賜り厚く御礼を申し上げます。

次期ごみ処理施設の建設につきましては、来年度中に、可児市内において建設候補地の目途をつけたいと考えております。

また、今年度、策定を進めてまいりました基本構想の案について、議会終了後に事務局より説明させていただきます。新しい施設につきましては、脱炭素社会や循環型社会といった時代の要請や、新しい技術を活用する一方で、できるだけ経済性に優れた施設とすることに重点を置いて、トータルコストの縮減に努めて参りたいと考えております。

今後も、地域住民の御理解を得ながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、計画的な事業推進に努めて参りますので、皆様方の一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【閉会の宣告】**

○議長（和田 雅彦 君）

これをもちまして、令和5年第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後2時45分]